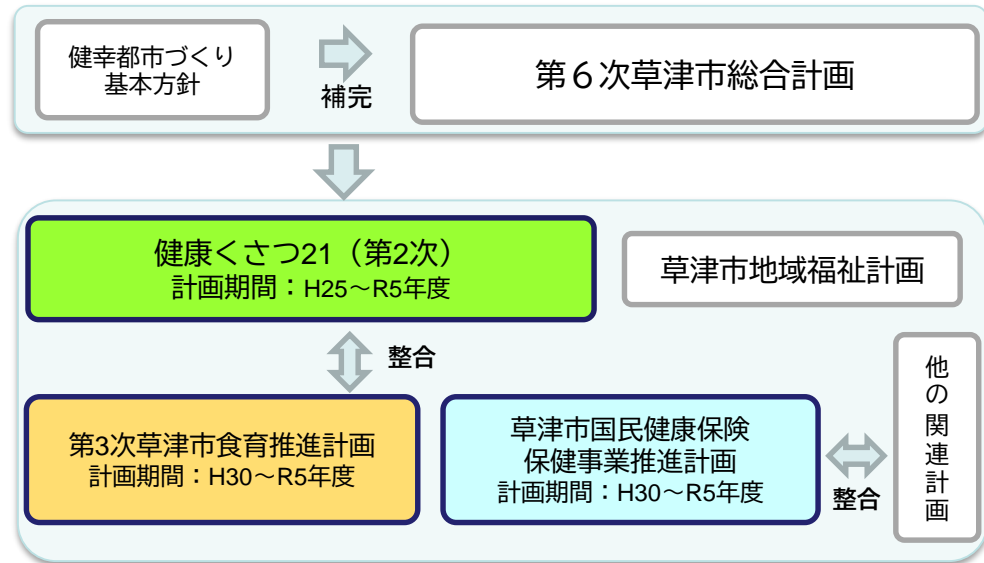


1. 計画策定について

- 今年度、健康くさつ21（第2次）や第3次草津市食育推進計画、草津市国民健康保険保健事業推進計画が計画期間の満了を迎えることから、令和6年度から新たな計画期間とする各計画を策定します。
- 計画の策定にあたっては、国の健康日本21（第3次）や県の次期健康いきいき21、また、本市の上位計画である第6次草津市総合計画や健幸都市づくり基本方針等の内容を踏まえるとともに、草津市健康づくり推進協議会の意見をお伺いしながら策定します。

【計画体系図】



2. 草津市健康づくり推進協議会について

○ 設置目的

- ・市民の健康の維持および増進に関する事項を協議するために設置

○ 所掌事務

- ・健康増進法（平成14年法律第103号）に定める健康増進計画、食育基本法（平成17年法律第63号）に定める食育推進計画および高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める特定健康診査等実施計画の策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関すること
- ・健康づくりのための事業の推進に関すること
- ・健康づくりのための環境整備に関すること
- ・その他市民の健康づくりに関すること

○ 委員構成と任期

- ・委員は20人以内で構成（①市民の代表、②学識経験を有する者、③関係行政機関の職員、④その他市長が必要と認めた者）
- ・委員任期は2年

第3次健康くさつ21（案）等の策定について②

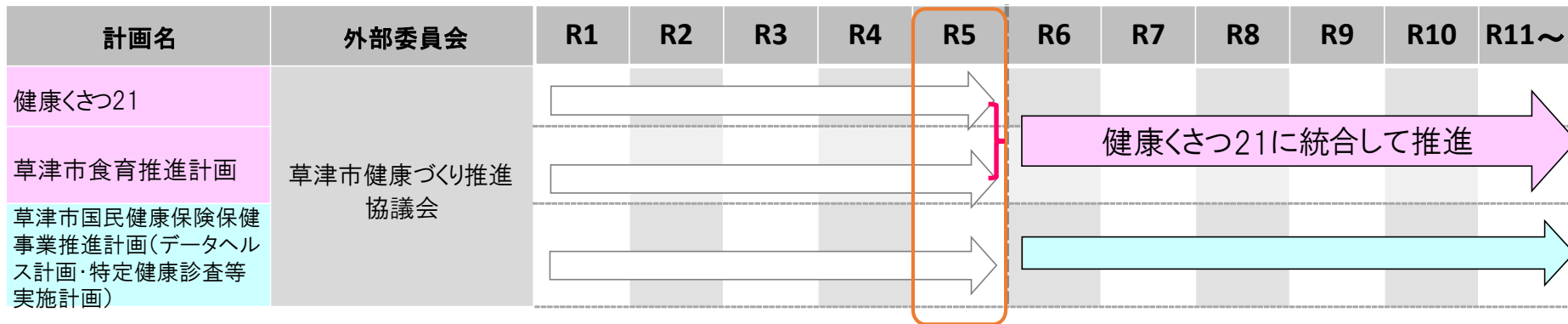
3. 協議内容（計画）について

- 今年度、草津市健康づくり推進協議会で協議いただく計画については、以下の通りです。
- 令和6年度からを新たな計画期間とする計画策定に向けて、これまでの取組の内容や課題、今後の方向性等について、年3回程度の会議の開催を予定しています。

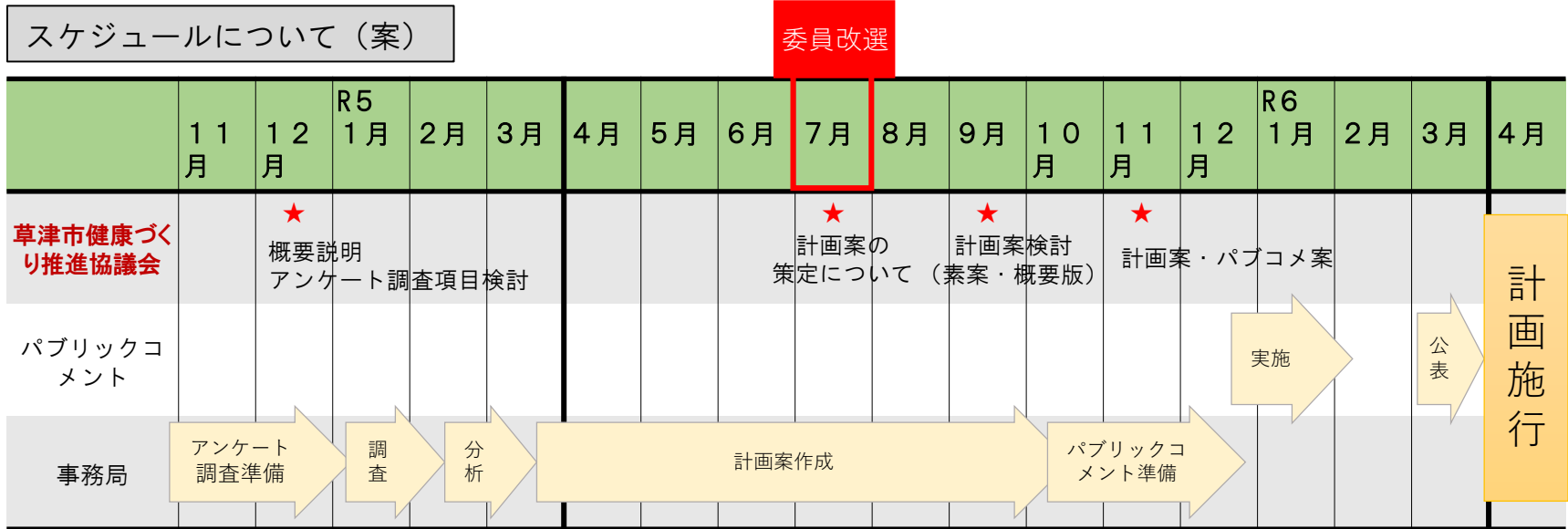
計画の名称 (所管課)	法的根拠	次期計画期間	計画の概要
健康くさつ21 (健康増進課)	健康増進法第8条第2項 (努力義務規定)	R6～R17年度(12年間)	健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画
草津市食育推進計画 (健康増進課)	食育基本法第18条第1項 (努力義務規定)	R6～R17年度(12年間)	食育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画
草津市国民健康保険 保健事業推進計画 (データヘルス計画・ 特定健康診査等実施 計画)(保険年金課)	・国民健康保険法第82条第5 項、国民健康保険法に基づく保 健事業の実施等に関する指針 (努力義務規定) ・高齢者の医療の確保に関する 法律第19条第1項(義務規定)	R6～R11年度(6年間)	健康・医療情報を活用してPDCAサイクル に沿った効果的かつ効率的な保健事業 の実施を図るとともに、特定健診等につ いて、具体的な実施方法や成果目標等を 定める計画

4. 健康くさつ21と草津市食育推進計画の一体的な策定について

- これまで健康くさつ21と草津市食育推進計画については、それぞれ別計画として策定していましたが、施策を総合的、計画的に推進する等の観点から、次期計画では一体的に策定し、本市の健康づくりを進めます。



計画策定・協議会スケジュール



※パブリックコメントとは、市の基本的な施策を決めるとき、施策の原案を市民に公表し、市民から寄せられた意見を施策形成に反映するとともに、原案に生かせるかどうか検討し、その結果と意見に対する市の考え方を公表する制度（意見公募）です。

草津市健康づくり推進協議会	
令和5年度	
7月1日	委員改選
7月以降	健康づくり推進協議会 3回程度 開催予定
令和6年度	
4月1日	計画施行 (健康くさつ21・草津市国民健康保険保健事業推進計画)